

## 入札制度等の変更について

令和 8 年 4 月  
三木町契約監理課

本町発注の入札において、下記のとおり入札制度等を変更し、令和 8 年 4 月発注の入札から適用します。

### 記

#### 1 総合評価落札方式の基準額の見直しについて

本町では、三木町総合評価方式要綱（平成19年10月12日三木町要綱第8号）により、総合評価方式による競争入札を行ってきました。

このたび、近年の労務費及び材料費の高騰による工事価格の上昇に対応するため、対象工事の金額を設計金額3,000万円以上から設計金額が5,000万円以上に引き上げることとします。

#### 2 低入札価格調査制度の基準額の見直しについて

上記総合評価方式の基準額の見直しに伴い、低入札価格調査の対象工事も同様に設計金額3,000万円以上から設計金額が5,000万円以上に引き上げることとします。

三木町役場 契約監理課 入札契約係  
Tel 087-891-3323 (内線 2312)